

J-TAS会 入会申込書

このたび、J-TASの目的に賛同し、誓約書と共に、入会申込書を提出いたします。

西暦 年 月 日
所在地 〒 _____

会社名 _____
代表者名 _____ 印

1.業種(全ての該当する書類整備対象者:別紙1参照)

- 原料商(原産国) 精製処理業者(加工国) 輸入者(日本)
羽毛生産管理者(日本) 製品生産管理者(日本) 表示者(日本)

2.書類整備対象者となる工場又は事業所

工場又は事業所名: _____
住 所: _____
TEL: _____
業種: _____
工場又は事業所名: _____
住 所: _____
TEL: _____
業種: _____
工場又は事業所名: _____
住 所: _____
TEL: _____
業種: _____

3.企業情報

- ・別添のとおり

4.連絡担当者

氏名: _____
TEL: _____
FAX: _____
e-mail: _____

* 受付年月日	* 受付者	* 受付No.	* 備考

*印の欄は、記入しないでください。

別添
日

記入 年 月

企業情報

ふりがな			
会社名			
ふりがな			
本社	〒		
ふりがな			
代表者名			
電話		FAX	
WEBサイト			
取扱品目			
主要販売先			
創業		設立	
資本金			
年商※	西暦	年度	実績 万円
ふりがな			
羽毛責任者	役職名	氏名	
従業員数	名 (うち、パート 名)		
備考	※ 企業全体年商に比べて著しく寝具寝装類取扱い年商が低い場合、 企業全体年商及び寝具寝装類取扱い年商を記入すること。		

J-TAS 会 入会申込書 1.業者（書類整備対象者）の定義について

J-TAS 会に入会する書類整備対象者は、次のとおりとする。

- a) 原料商（原産国） : 原料商とは、と畜場又は羽毛収集業者から羽毛を仕入れる者であり、羽毛の精製処理等を行う精製処理業者を含む。
- b) 精製処理業者(加工国) : 精製処理業者とは、原産国から羽毛を輸入し、原産国以外で精製処理等を行う者である。
- c) 輸入者（日本） : 輸入者とは、原料商又は精製処理業者から羽毛を日本に輸入する者である。
- d) 羽毛生産管理者（日本） : 羽毛生産管理者とは、輸入者から羽毛を受入れ、羽毛の国内洗浄等を管理する者である（国内洗浄は外部委託が可能）。
- e) 羽毛製品生産管理者(日本) : 羽毛製品生産管理者とは、輸入者又は羽毛生産管理者から羽毛を受入れ、羽毛寝具製品の製造を管理する者である（羽毛充填及び縫製は外部委託が可能）。
- f) 表示者（日本） : 表示者とは、羽毛寝具製品に産地名等の表示を行う者である。

一般社団法人日本寝具寝装品協会 J-TAS 協議会 殿

誓 約 書

J-TAS 会に入会するにあたり、下記のことに合意し、遵守することを誓約します。

記

1. 「JBA トレーサビリティ行動規範」の3.に定める書類整備対象者の遵守事項（別紙2参照）及び「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の附属書2に定める J-TAS ラベル使用規定（別紙3参照）を履行する。
2. 羽毛寝具製品及び羽毛原料に対して、「不当景品類及び不当表示防止法」、「不正競争防止法」、「商標法」、「関税法」、「家庭用品品質表示法」を遵守する。
3. 過去2年間、法令等に違反して、罰金以上の刑に処させられたことはない。
4. J-TAS ブランドの著しい毀損並びにJ-TAS ラベル及びロゴマークに対する違反行為は行わない。

以上

日 付：//	住 所： 会社名：
代表者役職：	氏 名： 代表者印